

お 知 ら せ

平成30年1月

経営事項審査の制度改正に係る四日市港 管理組合発注工事での対応について

三重県では、2月から経営事項審査の制度改正を行い、完成工事高の業種間積み上げの導入を実施することとしています。（制度の詳細については、三重県ホームページ（下記アドレス）をご確認ください。）

これに伴い建設業者が再審査を受診した場合の四日市港管理組合発注工事での対応については、以下のとおりとしますのでお知らせします。

【三重県ホームページ「建設業のための広場」】

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>

《再審査による四日市港管理組合発注工事での対応》

I. 格付けにおける対応

四日市港管理組合の建設工事発注に係る平成29年度格付け及び平成30年度格付けには、再審査による経営事項審査の結果を反映しないこととします。

II. 四日市港管理組合入札参加資格者名簿の取扱いについて

再審査を行うと、「積上げ元」の業種は経営事項審査の点数（総合評定値）が抹消され、入札参加資格者名簿に掲載される要件を欠いてしまうため、「積上げ元」の業種が入札参加資格者名簿に掲載されている場合は、すみやかに共同受付に入札参加希望業種削除の届出を必ず行ってください。

※共同受付：（公財）三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当
〒514-0002 三重県津市島崎町56番地
TEL 059-229-5610